

令和 6年11月20日
名古屋木材健康保険組合

事業主様
事務担当者様

12月の「もっけん」たより

◎ 賞与支払届（今月同封）の提出をお忘れなく！

被保険者にボーナス（賞与）を支払ったときは、支給日から5日以内に賞与支払届（賞与支払届総括表は廃止）の提出が必要となります。なお、賞与支払予定月にすべての被保険者に賞与を支給しなかった場合は、賞与不支給報告書（ホームページからダウンロードできます）をご提出ください。

※以前に『賞与支払予定月なし』と届出された事業所様は賞与不支給報告書の提出は不要です。

◎ インフルエンザ予防接種の費用補助事業について（申請書は先々月送付済）

償還払い方式の申込期限は令和7年2月14日（金）です。

※今年度の集団接種方式（会場・巡回）の申し込みは終了しております。

厚生労働省 新型コロナワクチンについてのQ&A

Q 新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンの同時接種は可能ですか？

A 新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンとの同時接種は可能です。ただし、インフルエンザワクチン以外のワクチンは、新型コロナワクチンと同時に接種できません。互いに片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できます。

※接種に関してはあくまでも自己の判断にてお願いいたします。

◎ 接骨院、整骨院等の受診について

療養費の支給対象となる負傷は、急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫です。単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労、脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術は対象となりません。不正又は不当受給請求の疑いがある場合には、地方厚生（支）局医療主管課に情報提供を行います。療養費の適正化にご協力をお願いします。

※骨折及び脱臼は、応急手当をする場合を除き、予め医師の同意を得ることが必要です。